

妊産婦タクシー助成 申請後の流れ

1. 書類の確認

書類に不足や不備があった場合、後日追加の提出をお願いすることがあります。また、医療機関に検査の内容などを確認する場合があります。
※書類が全て揃った段階で次の審査に進みます。



2. 審査

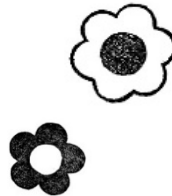
助成対象か確認をします。内容により対象外となる場合があります。

1回の助成金額は上限1,500円です。

対象・対象外は次の決定通知書でご確認ください。

3. 決定通知書の送付

振込金額を記載した決定通知書を送付します。



4. 助成金のお振込み

決定通知書が届いてから1ヵ月以内にお振込みします。申請書に記入した振込口座が誤っていた場合、こちらからご連絡します。お振込みが遅れる場合もありますのでご了承ください。

*書類の受取から振込までは概ね2~3ヵ月かかります。

*決定通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。

産婦健康診査、新生児聴覚検査、妊婦健康診査の公費助成もしています。

未申請の方は期限内に申請してください。詳しくは保健センターまでご確認ください。

対象となるタクシー料金

- 妊婦健康診査
- 妊婦歯科健康診査
- 出産のための入退院
- 産後1ヵ月までの産婦健康診査
- 妊娠から産婦健康診査までの間に医師が必要と認めた受診（産婦人科）
- 新型コロナワクチン接種（母子健康手帳交付から産後1ヵ月以内）

※上記以外の場合は審査となります。

また上記の内容でも審査後対象外となる場合があります。

対象とならないタクシー料金

- 児の受診、入退院、1ヵ月健診等
- 産婦人科以外の受診（新型コロナワクチン接種を除く）
- 医師の指示によらない産婦人科受診
- 自治体への届出やサービスの利用（出生届、プレ親学級、胎児の兄弟の受診等）
- 退院後の産後ケア利用で、退院日と利用日が異なる場合
- 退院後の産後ケア利用で、退院日と利用日が同日だが別施設で産後ケアを利用した場合の退院時
- 妊産婦が乗車していない区間を含んだ場合（行きは妊産婦と家族が乗車し、タクシーを降りずに帰りは家族だけ乗車した場合等）
- 自宅と医療機関の間以外の利用（買い物等の途中下車等）
- 助成対象内容だが領収書や証明する書類がない場合
- 助成対象内容でも申請する期間が過ぎた場合
- 母子健康手帳交付前のタクシー利用 など

問合せ先：市川市保健センター 健康支援課
TEL 047-377-4511